平成２９年（フ）第１４４号
山形市南館西９番12号
債務者　後藤　和寿
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６２０号
大阪市西成区花園北２丁目14番17号
債務者　森川　修次
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９号
長崎県大村市武部町261番地１　レジデンス武部303
債務者　石井亮太郎
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１９９９号
北海道札幌市東区北44条東２丁目２番23号　ノースハウス２号
債務者　伊藤　将俊
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田美津夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１５６１号
札幌市西区発寒11条６丁目５番３―401号
債務者　佐藤こずえ
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１２号
札幌市白石区北郷６条４丁目２番４号　ハイツ蘭101号
債務者　中村さゆり
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７７８号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目１番25―406号
債務者　坂本　昌義
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８１２号
札幌市北区屯田７条３丁目１番18―102号
債務者　大関　正紀
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８５６号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番16号　フェスタ本町Ⅰ―401号
債務者　加藤　　実
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７５号
札幌市中央区南４条西18丁目２番13号　リゼ18―５号
債務者　赤坂　真里
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９２号
札幌市豊平区豊平４条７丁目１番18―201号
債務者　大町　明子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９７号
北海道江別市緑ケ丘24番地の15　ルミエール緑ヶ丘202
債務者　照井　若菜（旧姓原）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３２号
北海道石狩市花川南５条２丁目194番地　ライフゾーン花川103号
債務者　松田　朋子（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００号
釧路市鳥取北９丁目２番20号　佐藤方、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町新開２丁目36番地２
債務者　吉野　敏広
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１５６号
盛岡市上厨川字横長根10番地２
債務者　柏田　一枝
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７１号
岩手県釜石市唐丹町字花露辺73番地４　花露辺復興住宅403号
債務者　佐々木智也
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７７号
盛岡市天神町２番３号　アビタ中原105号
債務者　高橋さおり
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部